

新十津川町安心すまいる助成事業のご案内

住宅の改修工事で助成金がもらえます！

最大40万円助成

新十津川町では、安心して住み続けられる居住環境の向上と町内経済の活性化を促進するため、住宅改修工事費用の助成事業を実施します。

この事業は、町内の住宅を所有する方が町内の施工業者を利用して住宅の改修工事を行う場合に、工事費用の一部を助成するものです。

●助成金額と事業期間

助成金額※1	助成対象工事費※2の1/5(最大40万円)	※1 助成金額は1,000円未満切り捨てとなります。 ※2 助成対象工事費は消費税を含みます。
事業期間	令和2年4月1日から令和6年3月31日まで	

※助成対象工事費の合計が25万円以上の場合が、助成対象となります。

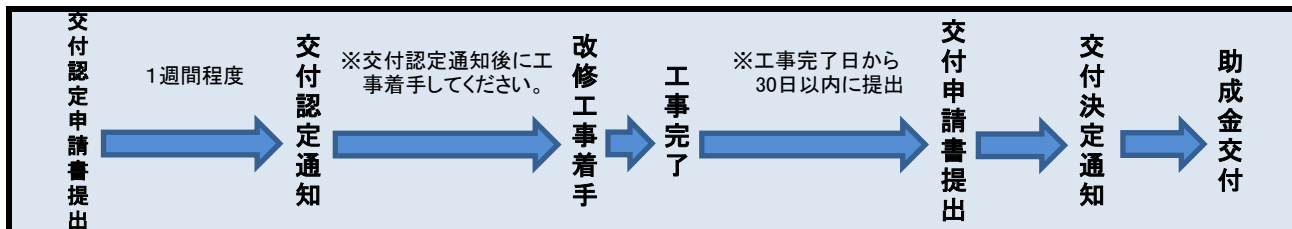
※当事業のご利用は、同一の住宅について事業期間内2回までとなります。(助成限度額まで)

●助成対象となる改修工事内容

○増築	
工事内容	既存の住宅部分の存しない箇所に、住宅部分の床面積を増加する工事又は住宅部分以外の部分を住宅部分に変更し、住宅部分の床面積を増加する工事
○改築	
工事内容	既存の住宅部分の一部を取り壊し、当該住宅部分が存した箇所に住宅を改めて建築する工事
○修繕及び模様替え	
工事内容	住宅の耐久性、居住性及び省エネルギー性を向上させるための工事

※助成対象と助成対象外となる工事内容は、別紙「安心すまいる助成事業対象工事一覧表(例示)」を確認してください。

●申請手順



※交付認定申請書の提出は、改修工事着手日の14日前までに提出してください。

※交付申請書の提出は、改修工事完了日から30日以内に提出してください。
(年度の末日が到来する場合は、当該末日までに交付申請書を提出してください。)

※助成金の交付に際しては、交付決定通知書に記載の期間までに、交付決定通知書及び申請者の印鑑を持参し役場建設課までお越しください。

助成対象の要件と申請に必要な書類は裏面をご覧ください。



●助成対象の要件と申請書類

○対象となる方

- ・改修工事を行う住宅の所有者で現に居住している方
- ・改修工事が完了する年度の末日までに当該住宅に居住する方
- ・町の公租公課を滞納していない方(世帯員を含む)

○対象住宅

- ・町内に存する住宅で改修工事の着工時において、新築後5年を経過している住宅
- ・建築基準法その他関係法令に明らかに違反していない住宅
- ・居住部分を有する一戸建ての住宅

※店舗等との併用住宅は、居住部分のみ対象となり、店舗等の部分は対象となりません。

※アパート等の共同住宅は対象となりません。

○対象工事

- ・町内に事業所等を有する法人又は個人の建設業者が行う改修工事
- ・助成対象工事費(消費税を含む)の合計が25万円以上の改修工事
- ・交付認定申請日の属する年度の末日までに完了する改修工事

○申請書類

所定の申請様式に次の必要書類を添付して申請してください。

申請書様式は、建設課窓口で配布します。また、町のホームページでも入手可能です。

【交付認定申請】

- ・安心すまいる助成金交付認定申請書(様式第1号)
- ・安心すまいる助成金交付認定申請誓約書兼同意書(様式第2号)
- ・改修工事を行う住宅の位置図・配置図・各階平面図
- ・改修工事計画図(改修工事内容の詳細が把握できるもの)
- ・改修工事着手前の状況写真
- ・改修工事費見積内訳書の写し(改修工事内容が確認できるもの)

【交付申請】

- ・安心すまいる助成金交付申請書(様式第5号)
- ・改修工事契約書又は、発注書の写し
- ・改修工事費請求書又は、領収書の写し
- ・改修工事の状況写真(改修工事中及び完成後の写真)



○その他

- ・当事業のご利用は、同一の住宅について事業期間内2回までとなります。
- ・交付認定通知後に工事内容が変更となる場合は、認定内容変更申出書(様式第4号)の提出が必要になります。
- ・工事は、交付認定通知後に着手してください。
- ・工事は、交付認定申請の年度内に完了し、交付申請を工事完了後30日以内(年度の末日が到来する場合は、当該末日まで)に提出してください。
- ・申請時に提出された書類は、返却しませんので、あらかじめ写しを取ってください。